



2026,4,25

No. 187

申 27 号

【4月24日 提出】

「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」における「組織再編」の正常な施策実施に向けた申し入れ

会社が目指すのは“**労使議論の形骸化・有形無実化**”による会社への一切の意見を認めず施策は好き勝手に進める

輸送サービス労組は“組合員・社員”の不利益変更は一切の妥協をせず労使合意に基づく正常な施策実施を求めます！

中央本部は、2025年5月7日「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」に関する提案を受け、翌5月8日には「第1次解明申し入れ」を行いました。それは、今提案施策は、組織再編と人事・賃金制度等の抜本的な見直しという全ての社員の働き方や生活に大きな変化をもたらすものであり、JR東日本グループに集う組合員・社員一人ひとりが、働きがい・生きがい・こころの豊かさを実感できるものとする、そして何よりも今施策の実施が、鉄道事業者としての使命と責任である安全な輸送サービスの提供に寄与するものでなければならないからです。

しかし会社は、解明交渉であるにもかかわらず「検討中・調整中」との回答を繰り返し、誠実交渉義務に反した対応に終始したのです。施策実施時期を直前に迫っているにもかかわらず、本部・本社間においての団体交渉が遅々として進まず、申第8号交渉(2025年9月25日提出)にすら入ることが出来ていない事態を招いている責任は、東京都労働委員会への救済申立てを行う必要性まで生じさせた労使交渉を形骸化した経営姿勢にあります。

地方交渉に大きな影響を及ぼすことのないよう本部・本社間において施策の根幹にかかわる事項について労使合意を図ること、そして健全かつ正常な施策実施を進めていくことが肝要であることは論じるまでもありません。

私たちは結成から今日まで、労使間の取扱いに関する協約を遵守し、信義誠実の原則に従って労使交渉に臨んできましたが、信義誠実とは言い難い団体交渉が繰り返される事態を看過できません。会社姿勢の是正のために労働組合の責務を発揮し、組合員のための活動を誠実に推し進めるために、誠実交渉義務の履行を強く求めるものです。

<申し入れ事項>

1. 本社ならびに 36 事業本部における業務内容における業務量を具体的に明らかにすること。
2. 本社ならびに 36 事業本部における出面数の算出の根拠を系統ごとに具体的に明らかにすること。また、出面数に対する要員配置の考え方を示すこと。
3. 今施策実施に伴う「事業場」の取扱いについては、本社ならびに 36 事業本部の業務運営とは別に事業場区分を設置していくことが示されているが、社員の在勤地発令を伴わず実態のない架空の事業区分を設けることで法令の趣旨に則った対応であるとする根拠を具体的に明らかにすること。
4. 今施策実施にあたっては、本部・本社間における解明交渉等の議論を深め、信義誠実に取組み、労使の合意形成のうえで実施すること。

解明交渉を経ても、事業本部化での適正な要員配置は見通せず！
「必要な要員は確保する」これの会社の詭弁で
職場・働き方は壊され職場の疲弊・我慢は限界だ！